

総論

全体

例年は、以下のとおりである。

試験時間は、憲法・民法・刑法あわせて3時間、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法あわせて1時間半である。

配点割合は、憲法・民法・刑法がそれぞれ100点、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法がそれぞれ30点である。各科目のうちいずれか1科目でもその得点が一定の水準に達しない場合、不合格となるとされる。

憲法・民法・刑法については、論述式試験を行い、法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を備えているか、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、簡易論述式試験を行い、法律学の基礎的知識・思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされる。

六法は、用意・貸与される（法科大学院試験六法を使用予定。）。個人の六法の持ち込みは不可能とされる。

憲法

例年、試験時間は民法・刑法とあわせて3時間、配点は100点、出題形式は論述式とされる。

過去問の傾向としては、人権分野を中心に、著名な判例を素材として、当事者の主張とそれに対する私見の展開を検討する事例問題となっている。

対策としては、人権分野を中心とした学習をし、著名な判例の正確な理解とそれを答案の形にした場合の具体的なイメージ作りをしておく必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識しつつ解説する。

民法

例年、試験時間は憲法・刑法とあわせて3時間、配点は100点、出題形式は論述式、出題範囲は家族法を含むとされる。

過去問の傾向としては、民法全体から、典型的な論点を問う形での事例問題となっている。

対策としては、民法全体について、典型的な論点を含む基礎知識を正確におさえておくこと、事例問題を前提とした答案の書き方のイメージを確立しておくことが必要である。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識しつつ解説する。

刑法

例年、試験時間は憲法・民法とあわせて3時間、配点は100点、出題形式は論述式とされる。

過去問の傾向としては、刑法全体から、典型的な論点を問う形での事例問題となっている。

対策としては、刑法全体について、典型的な論点を含む基礎知識を正確におさえておくこと、事例問題を全体とした答案の書き方のイメージを確立しておくことが必要である。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識しつつ解説する。

商法

例年、試験時間は民事訴訟法・刑事訴訟法とあわせて1時間半、配点は30点、出題形式は簡易論述式、出題範囲は会社法の分野とされる。

過去問の傾向としては、典型的な論点を問う形での説明問題となっている。

対策としては、会社法全体について、典型的な論点を含む基礎知識を正確におさえておくこと、それらを答案上で表現できるイメージを確立しておくことが必要である。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識しつつ解説する。

民事訴訟法

例年、試験時間は商法・刑事訴訟法とあわせて1時間半、配点は30点、出題形式は簡易論述式、出題範囲は上訴及び多数当事者訴訟を除くとされる。

過去問の傾向としては、典型的な概念・論点を問う形での説明問題となっている。

対策としては、上記分野を除く民事訴訟法全体について、典型的な概念・論点を含む基礎知識を正確におさえておくこと、それらを答案上で表現できるイメージを確立しておくことが必要である。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識しつつ解説する。

刑事訴訟法

例年、試験時間は商法・民事訴訟法とあわせて1時間半、配点は30点、出題形式は簡易論述式、出題範囲は上訴を除くとされる。

過去問の傾向としては、典型的な論点を問う形での説明問題となっている。

対策としては、刑事訴訟法全体について、典型的な論点を含む基礎知識を正確におさえておくこと、それらを答案上で表現できるイメージを確立しておくことが必要である。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識しつつ解説する。